

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

令和4年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法等の規定に則り、児童を養育しているものに児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する</p> <p>①受給資格者からの認定の請求の受理 ②認定の請求に係る事実の審査 ③受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ④現状の届出の受理 ⑤現状の届出に係る事実の審査 ⑥各種届出の受理 ⑦各種届出の確認 ⑧各種届出の審査 ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ⑩公金受取口座の登録を希望するまでの意思表示があった場合、利用希望者に係る預貯金口座の情報について情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報システムから受領し当該口座に支給等する。</p>
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、口座情報登録・連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(番号法)第9条第1項別表第一 56項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二 (照会できる事務)・・・項番74、75 (情報提供できる事務)・・・項番26、30、87</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 富士河口湖町役場子育て支援課 TEL0555-72-1174
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 富士河口湖町役場子育て支援課 TEL0555-72-1174

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月19日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法等の規定に則り、児童を養育しているものに児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する ①受給資格者からの認定の請求の受理 ②認定の請求に係る事実の審査 ③受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ④現状の届出の受理 ⑤現状の届出に係る事実の審査 ⑥各種届出の受理 ⑦各種届出の確認 ⑧各種届出の審査 ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求め	児童手当法等の規定に則り、児童を養育しているものに児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する ①受給資格者からの認定の請求の受理 ②認定の請求に係る事実の審査 ③受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ④現状の届出の受理 ⑤現状の届出に係る事実の審査 ⑥各種届出の受理 ⑦各種届出の確認 ⑧各種届出の審査 ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ⑩公金受取口座の登録を希望するまでの意思表示があった場合、利用希望者に係る預貯金口座の情報について情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報システムから受領し当該口座に支給等する。	事前	
令和4年12月19日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	児童手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、口座情報登録・連携システム	事前	
令和4年12月19日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(照会できる事務)・・・項番74、75 (情報提供できる事務)・・・項番26、30、87	番号法第19条第8号及び別表第二(照会できる事務)・・・項番74、75 (情報提供できる事務)・・・項番26、30、87 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条(公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求)	事前	
令和4年12月19日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日	令和4年12月1日	事前	
令和4年12月19日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日	令和4年12月1日	事前	